

令和6年4定 意見案・決議案の状況

<意見案>

R6.12.11 (役員会・議員総会)

項 目	概 要	発 議	各派の態度					趣旨 説明	質疑	反対 討論	賛成 討論
			自	民	結	公	共				
1	台湾の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）への参加を積極的に支援するよう求める意見書	政 審 （自民）	◎	○	○	○	×	○			○
2	ヒグマ捕獲体制の強化を求める意見書	政 審 （自民）	◎	○	○	○	○	○			
3	国立・公立・公的医療機関の機能強化を求める意見書	保健福祉 委員会	◎	○	○	○	○	○			
4	私立専修学校等における専門職業人材の育成機能の強化等を求める意見書	文 教 委員会	◎	○	○	○	○	○			

<決議案> なし

台湾の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）への参加を積極的に支援  
するよう求める意見書

北海道議会では、これまで日台親善議員会の活動を通じて、台湾との相互交流を行ってきており、友好的な関係を構築してきている。

台湾は国際社会の重要な一員であり、気候変動などの課題解決に対しても、国際組織の総会に会員となって参加することが望まれる。

現在大気中の温室効果ガスの濃度は上昇し続け、世界の平均気温は史上最高を記録しており、待ったなしの普遍的な対策が求められているが、台湾はグリーンエネルギー技術と科学技術力を有しており、世界が気候変動の脅威とサプライチェーンの再構築に直面している現在において、安全で信頼できるパートナーとなることが期待できる。

2022年の台湾のエネルギー効率は、世界第8位であり、再生可能エネルギー発電の比率は約10%を占めており、台湾は、これまで積み上げてきたグリーン技術の優位性と強みを、国際社会において、環境、医療、公衆衛生、グリーンエネルギーなどの分野で運用し、世界に貢献したいと考えていることから、台湾の経験が気候変動解決策の一助となるよう、UNFCCCが平等な参加機会を与え、気候変動に対処するための国際協力のメカニズムに加えることが重要である。

よって、国においては早急に台湾のUNFCCC参加を積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
内閣官房長官

} 各通

## ヒグマ捕獲体制の強化を求める意見書

北海道のヒグマの推定生息数は、平成2年から令和4年までの32年間で、およそ2.3倍の1万2200頭となり、生息域も拡大を続け、人里への出没の増加とともに、現場対応を担う市町村の負担はますます大きくなっている。

ヒグマによる人身被害は、捕獲時に逆襲を受けるなど狩猟活動中が最も多く、全体の37.2%を占めている。ヒグマに対峙する従事者は危険を伴う作業となり、ヒグマの捕獲は他の鳥獣に比べ、多大な労力を要することから、従事者の育成確保など体制の強化は喫緊の課題となっている。

こうした中、令和6年10月18日の札幌高裁判決（平成30年8月、ヒグマ出没対応に係る発砲案件において、道公安委員会が、鳥獣保護管理法違反として捕獲従事者の銃所持許可を取り消した処分について、これを違法とした一審判決を取り消し、請求を棄却するとした判決）を受け、地域の担い手である捕獲従事者に不安が広がっている。

道では、人とヒグマとのあつれきの低減を図るため、「北海道ヒグマ管理計画」に個体数の管理やゾーニング管理の推進などを盛り込む改定を進めているが、今後は、市町村や関係機関・団体との一層の連携協力が重要となっている。

このため環境省においては、現在、鳥獣保護管理法の改正の準備を進めているところであるが、熊が市街地等に出没した際の対応について、地域において、安全かつ円滑に有害捕獲ができるよう環境整備を進める必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずることを求める。

## 記

- 1 熊類が市街地等に出没した際の対応について、安全かつ円滑に対応できるようにするための鳥獣保護管理法の改正を早期に実現すること。
- 2 新たな法規定について、市町村や関係機関・団体へ十分な説明を行うとともに、着実に運用することができるよう、市街地等出没時のマニュアルの作成など、市町村や関係機関・団体へ技術的な支援を行うこと。
- 3 捕獲従事者が安心して捕獲活動に従事し、安全かつ円滑に有害捕獲ができるよう、地域の捕獲体制の強化に向けた取組への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
環境大臣

} 各通

## 国立・公立・公的医療機関の機能強化を求める意見書

戦後最悪とも言える新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大によって、感染症対策のみならず、日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなった。新型コロナに感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等、医療体制の逼迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、医療が必要にもかかわらず入院できぬまま亡くなるという痛ましい事例も相次いだ。

さらに2024年1月に発生した能登半島地震など、頻発する災害発生時の医療体制の強化も求められている。

国民の命と健康を守るのは国の責務である。そのためにも、全都道府県にネットワークを持つ国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下、「国立病院」という。）が新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たし、地域医療の中心である公立・公的医療機関を機能強化することが、地域医療を守り、充実させることにつながる。

よって、国においては、国立病院を機能強化し、公立・公的医療機関の充実を図るため、次の事項を実施するよう強く要望する。

## 記

- 1 国民の命を守るセーフティネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実を図るため、国立病院をはじめとする公立・公的医療機関の機能強化を図ること。
  - 2 国立病院のネットワークを生かし、国の責任で新興感染症や災害医療対策において十分な役割を発揮できるよう対策を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 各通

## 私立専修学校等における専門職業人材の育成機能の強化等を求める意見書

私立専修学校各種学校（以下、「私立専修学校等」という。）は、時代に伴い変化する産業や地域社会の要請に応え、職業に必要な知識・技術・技能について実践的な教育を行い、即戦力となる専門的な職業人の育成に努めながら、職業資格者を養成する地域の中核的な職業教育機関として、地域の産業・経済の発展や文化の振興等に貢献している。また、社会人のキャリアアップ等の学習機会の提供や国、本道が行うキャリア教育の補完等のもとより、厚生労働省の離職者対策事業、文部科学省の地域産業の発展を支える人材育成事業においても重要な役割を果たしている。

このような中、国はこれまで、企業等と密接に連携して実践的かつ専門的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」制度や専門職大学、専門職短期大学制度により、国際競争力の強化と産業構造の急速な転換に対応した職業教育を進めるとともに、令和2年度からは全ての子どもが希望する教育を受けられるべく、高等教育の修学支援制度を実現し、令和4年度においても都道府県の職業実践専門課程への補助に対する特別交付税措置が図られたが、少子高齢化や人口減少が進む本道においては地域産業の担い手となる専門職業人材のさらなる養成は喫緊の課題であり、関係府省が連携してなお一層取り組む必要がある。

また、私立高等専修学校においては、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会に輩出しているばかりではなく、不登校経験や発達障がい等があり、学習に特別な配慮を必要とする多様な生徒を多く受け入れ、経済的自立を促す職業教育や特別支援学校高等部と同様に障がい者雇用の開拓などを行い、地域社会に送り出す「学びのセーフティネット」として、地域にとって重要な役割を果たしており、こうした機能を維持するためには、職業実践専門課程と同様、特段の財政支援措置が必要である。

よって、国においては、地域産業を担う専門的な職業人材を育成するための教育が以前より重要性を増していること、また、私立専修学校等が学校教育法第1条に規定されていないことから大学等と比較し、様々な格差が生じている現状等に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 少子高齢化や人口減少に伴い、私立専修学校等を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、教育条件の維持向上と経営基盤安定のため、既存の大学等に準じた新たな財政支援措置を講ずること。
  - 2 私立高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対して、国の責任において、補助制度や特別交付税等の地方財政措置の創設など職業実践専門課程と同様に、特段の財政支援措置を講ずること。
  - 3 私立専修学校等の施設に対する恒久的な災害復旧補助制度を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 各通